

北海道旭川市・東神楽町・東川町基本計画（第2期）

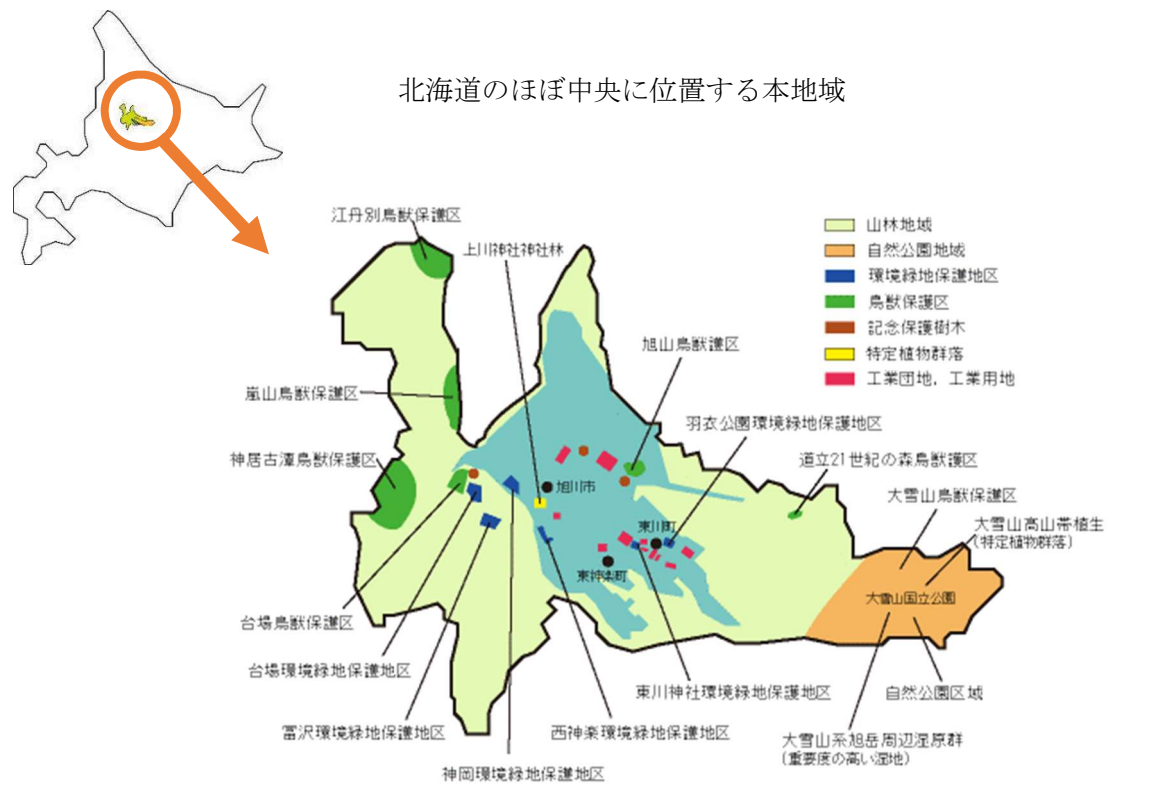
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和6年1月1日現在における北海道旭川市、東神楽町、東川町の隣接する1市2町（約106,330ha）からなる旭川地域（以下「本地域」という。）の行政区域とする。ただし、自然公園法に規定する国立・国定公園区域（大雪山国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（旭川市で6箇所、東川町で1箇所指定）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（大雪山高山帯植生、上川神社神社林）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（大雪山系旭岳周辺湿原群）、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区（旭川市で4箇所、東川町で2箇所指定）を除く。

本促進区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本促進区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本地域は、北海道のほぼ中央部の上川盆地内に位置している。東に旭岳を有する大雪山連峰を望み、それを源流とする石狩川など多くの河川が合流する恵み豊かな大地に育まれた、自然と都市が調和した地域である。

特に、地震が少ないことで知られており、今後 30 年間に大地震が発生する確率は、都道府県庁所在地（道内の総合振興局・振興局所在地を含む。）で最も低く（※地震調査研究推進本部 地震調査委員会【全国地震動予測地図 2020 年版】）、盆地であることから年間を通して風も弱い地域である。

四季の変化が明瞭で、冬は積雪寒冷、梅雨がなく、夏の気温は高くなるものの湿度が低く過ごしやすいという気候的特徴がある。



旭川地域



北海道の森林資源

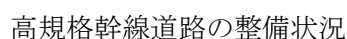
恵まれた自然環境を背景に、古くより農業や木工業を基幹産業として発展を遂げてきた。本地域の農業は、今日では全国有数の米どころとなっているほか、農薬の使用量が少ないクリーン農産物の生産に注力しており、その品目数は道内屈指である。

木製家具においては、地場の良質な木材と鉄道開設時から受け継がれている優れた加工技術を背景とし、100 年以上の時間をかけて全国でも有数の木製家具産地を形成してきた。

これらの産業の発展を背景に、機械金属関連産業や食品関連産業等の集積が進むとともに、北海道の陸路輸送の要衝という地理的条件を活かし卸・小売業が加わり多様な産業形成がなされた。現在は、医療・福祉の充実が進み、大雪山の雄大な自然や旭山動物園をはじめとする観光資源が加わり、様々な産業が集積した地域となっている。

●交通網

北海道のほぼ中央に位置していることから、古くより北海道内の主な流通手段である陸路輸送の経由点となっており、一般国道・北海道道（以下、「道道」という。）のほか鉄道において各地と結ばれている。北海道経済の拠点である札幌とは、北海道旅客鉄道又は北海道縦貫自動車道（道央自動車道）の利用で1時間30分での移動が可能となっている。





北海道旅客鉄道路線図

空路については、旭川空港（所在地：東神楽町）を拠点とし、国内路線は羽田、成田との定期便、国際線は韓国、台湾等へのチャーター便が運航している。夏期の観光シーズンには名古屋、大阪を結ぶ定期便も運航されている。また、年間の就航率は 99%以上と高い水準を誇っており、緊急時の空輸での物流にも対応可能となっている。



北海道旅客鉄道旭川駅

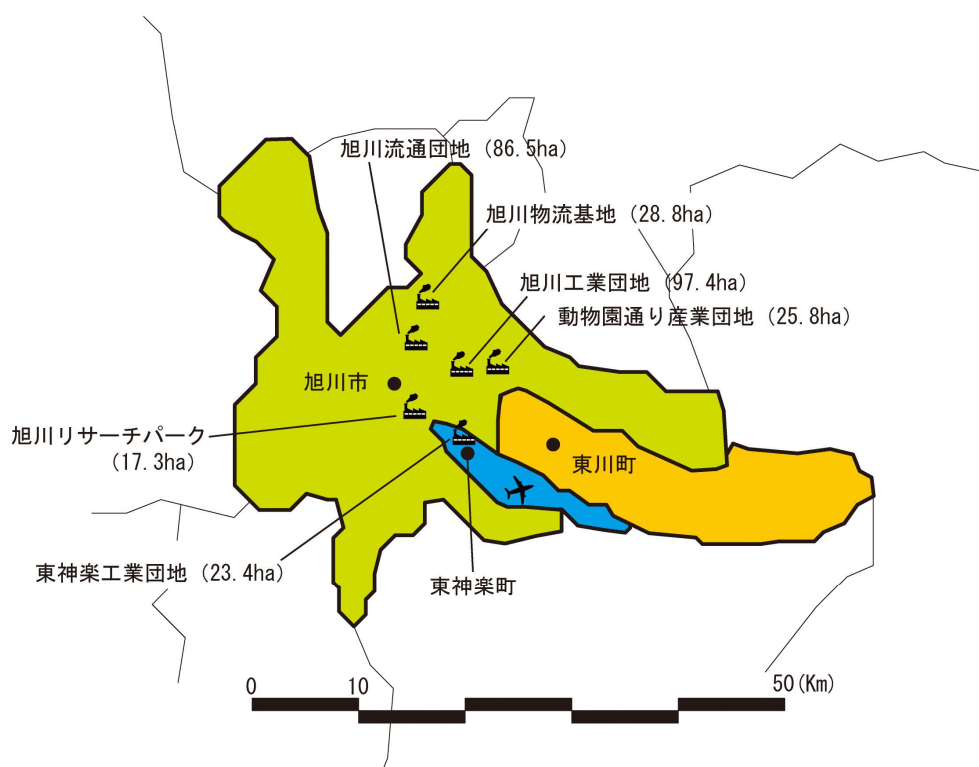


旭川空港

●産業立地基盤

本地域は、旭川工業団地（97.4ha）、旭川流通団地（86.5ha）、旭川物流基地（28.8ha）、動物園通り産業団地（25.8ha）、東神楽工業団地（23.4ha）のほか旧頭脳立地法に基づいて整備された旭川リサーチパーク（17.3ha）の6工業系団地のほか、都市計画用途地域では工業専用地域、工業団地を有している。

東川町においては、工業系団地はないものの工業立地に適した用地等の産業立地基盤を有しており、多くの工場が同町に建設されている。



③産業構造

本地域の産業別人口構成は、総従業者 108,954 人のうち第 1 次産業が 1,182 人（1.08%）、第 2 次産業が 20,949 人（19.23%）、第 3 次産業が 86,823 人（79.69%）となっている。製造業（第 2 次産業）には 9,963 人（9.14%）が従事しており、医療・福祉、卸売・小売業、建設業、宿泊・飲食サービスに次いで 5 番目となっている。

売上高については、総売上高 1,589,138 百万円のうち第 1 次産業が 18,528 百万円（1.17%）、第 2 次産業が 423,535 百万円（26.65%）、第 3 次産業が 1,147,075 百万円（72.18%）となっている。製造業（第 2 次産業）の売上高は 186,379 百万円（11.73%）で、卸売・小売業、建設業に次いで 3 番目である。なお、北海道全体の産業構造と比較しても第 2 次産業の売上高割合が非常に高く（北海道 21.82%、本地域 26.65%）なっていることも本地域の特徴を表している。

本地域の産業別従業者数・売上高

	業 種	従業者数 (人)	割合	売上高 (百万円)	割合
第 1 次産業	農業・林業	1,182	1.08%	18,528	1.17%
第 2 次産業	建設	10,986	10.08%	237,156	14.92%
	製造業	9,963	9.14%	186,379	11.73%
第 3 次産業	卸売・小売	22,550	20.70%	616,478	38.79%
	医療・福祉	23,291	21.38%	141,595	8.91%
	宿泊・飲食サービス	10,284	9.44%	46,576	2.93%
	その他のサービス業	7,328	6.73%	40,495	2.55%
	運輸・郵便	6,308	5.79%	54,141	3.41%
	生活関連サービス	4,774	4.38%	74,618	4.70%
	教育・学習支援	3,773	3.46%	36,693	2.31%
	金融・保険	1,200	1.10%	18,933	1.19%
	不動産・物品賃貸	2,844	2.61%	41,222	2.59%
	学術研究・専門・技術サービス	2,481	2.28%	22,526	1.42%
	複合サービス	728	0.67%	13,157	0.83%
	情報通信	904	0.83%	10,521	0.66%
	その他	358	0.33%	30,120	1.90%
計		108,954		1,589,138	

(2016 年実績 RESAS 産業構造マップ：企業単位)

④人口分布の状況

本地域の人口は、令和 6 年 1 月現在で 338,866 人（旭川市 320,436 人、東神楽町 9,862 人、東川町 8,568 人：各自治体ホームページより）となっている。人口減少に歯止めがきかない自治体が多い中、東神楽町と東川町においては、独自の町おこしが実を結び、10 年前との比較において人口増加を遂げている。

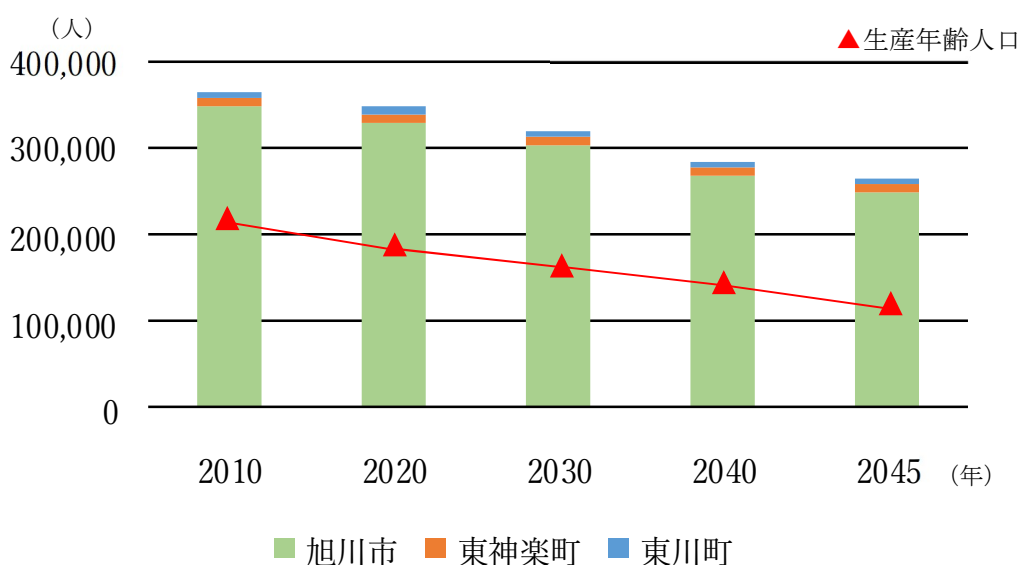
全産業の従業者数（2016 年実績 RESAS 産業構造マップ）は 108,954 人となっており、製造業の従事者は 9,963 人で全体の約 9.14%を占めている。今後、本地域だけでなく日本全体での人口減少が予想されていることに加え、医療・福祉や I T 産業、教育・学習支援等の成長分野の影響から、製造業の担い手不足が発生するものと懸念される。今後は、域外からの優秀な人材の確保を目指す必要があるが、それには、より魅力的な産業（やりがい、周囲からの敬意、待遇等）への成長が求められる。

本地域の人口推移予想（出典：RESAS 人口マップ）

単位：人

地域 \ 年	2010	2020	2030	2040	2045
旭川市	347,095	329,306	301,879	266,997	248,360
東神楽町	9,292	10,127	10,307	9,804	9,379
東川町	7,859	8,314	7,558	6,911	6,537
計 (生産年齢人口)	364,246 (223,479)	347,747 (188,167)	319,744 (163,565)	283,712 (133,357)	264,276 (118,704)

※2020 年までは実績値



⑤基幹産業・旭川家具の概要

本地域で製作された木製家具（以下「旭川家具」という。）の発祥は明治時代中期とされ、陸軍師団建設に伴う本州からの建築・建具職人の移住、鉄道の開通に伴う客車整備を目的とした木工場の設立によって机・椅子等が製造されたことが産地形成につながった。その後は、地場の良質な木材と鉄道開設時から受け継がれている優れた加工技術を背景とし、半世紀以上をかけて全国でも有数の木製家具産地（地域内には4人未満の事業所も含めると家具メーカー約100社が存在している）に成長を遂げた。



昭和30年代の家具見本市（旭川）

今日では、木材の集散地ならではの豊富な樹種、シンプルモダンと素材感を活かしたデザイン、社内一貫生産による短納期・少量のオーダーメイド対応が高く評価され、家庭用家具を中心としながら公共空間用家具や店舗什器まで幅広く生産しており、その多く（生産品の約8割）は道外へ出荷されている。

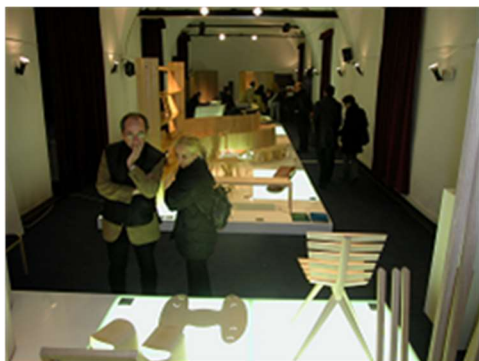
また、本地域は以前より海外市場への挑戦を試みてきた家具産地である。

海外市場への挑戦は、昭和51年、サンフランシスコで開催された「アメリカ家具ショー」に旭川の家具メーカー9社が出展したことに始まり、昭和54年には家具メーカー6社が共同でサンフランシスコに家具常設展示場を開設（その後、1984年に設立された現地法人に事業を委譲）するに至った。

その後も、平成15年にはミラノサローネ（イタリア）、平成18～20年にはケルン国際家具見本市（ドイツ）、平成22年に「中国国際家具展覧会」など世界の最先端のインテリア製品が集う展示会へ出展。平成29年にはJAPANブランド育成支援事業の採択（旭川家具の国際ブランド化プロジェクト）を受け、これまで未開拓であったアジア・オセアニア地域においてプロモーション活動を実施し旭川家具のイメージの浸透及び販売拠点の強化を図るなど、常に海外市場への進出を伺ってきた。以前は欧米への出荷が主であったが、最近ではアジア圏へのショップ展開も進み受注も増加傾向にある。

2020年工業統計調査における家具・装備品の生産額を見ると、全国の生産額1兆4,331億円（うち木製家具は6,100億円）に対し、本地域における生産額は150.3億円（2020

年北海道・工業統計調査、2019 年実績 RESAS 産業構造マップ) で全体の 1.05%であるのに対し、輸出額は約 2.6 億円 (旭川市工芸センターによる聞き取り調査：2019 年度実績) で日本全体の木製家具輸出額 (財務省貿易統計 2019 年度実績) の 6.12% (全体 42.5 億円) を占めていることから、本地域の家具産業がいかに輸出に力を入れているかが伺える。



ミラノサローネ (イタリア) 出展



ケルン国際家具見本市 (ドイツ) 出展

●森林資源

本地域及び北海道の自然資源の代表として豊かな「森林資源」がある。本地域の木工業は、もともと内陸部の厳しい気象条件に育まれた良質な広葉樹の活用により付加価値を高め発展してきた。しかし、家具産地としての黎明期こそ北海道産木材を切り出し活用していたが、輸出用として大量伐採したことで資源が減少し、数十年前からはロシアや北米からの輸入材が主となっている。

ただ近年は、森林資源が回復傾向にあることに加え、ユーザーからの北海道産木材活用を期待する声も多いことから、旭川家具工業協同組合においても、平成 25 年より「この木の家具プロジェクト」をスタートさせ、業界全体で北海道産木材活用を推進している。この取組により、開始時は 26.9%だった北海道木材の使用率は 9 年後の令和 4 年には 57.5%と約倍増となっている。また、本地域には 20 を超える木材業者があり、国内外の様々な樹種が著しい木材の高騰に巻き込まれることなく安定供給されてきたことも、本地域が国内有数の家具産地として成長できた大きな要因である。



大正時代の製材現場



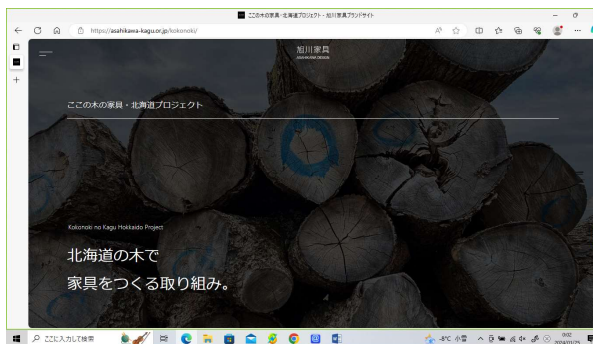
製材前の木材



乾燥中の木材



乾燥中の木材



ここの木の家具プロジェクト HP



ここの木の家具プロジェクト
ロゴマーク

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

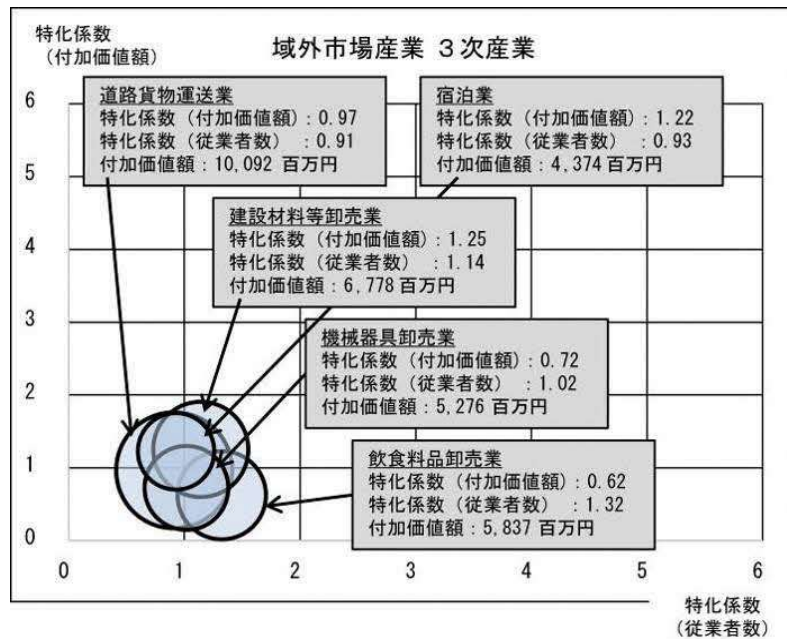
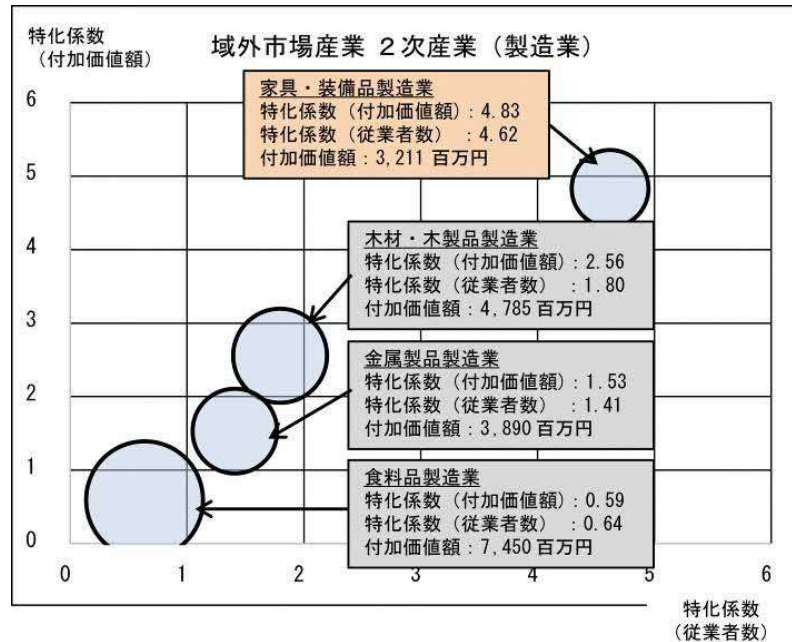
本地域の製造業の産業集積状況を全道との比較で見ると、「家具・装備品製造業」、「木材・木製品製造業」の特化係数が一際高くなっており、道内において木工産業の集積が進んだ地域と言える。

本地域の製造業と家具・装備品製造業の製造品出荷額等・付加価値額を比較すると、家具・装備品製造業は製造品出荷額等に比して付加価値額が高く、稼ぐ産業であることがわかる。また、原材料は域内で調達・販路は域外という企業が多く、「域外資金獲得産業」として地域経済に与える影響は大きいものと考えられる。

以上を踏まえ、今後、本地域が成長を遂げるには全産業の底上げはもちろんのことながら、やはり、域外（大消費地、海外）からの資金をいかに獲得するかが重要となる。その中心となるのが製造品の約 80%が道外（主に大都市）へ出荷される旭川家具であり、恵まれた森林資源・北海道産木材という地域資源を活用した地域ブランドの確立・発信、海外マーケットへの進出・拡大といった取組により産業の付加価値を高めながら経済振興策に取り組んでいく。

■域外市場産業の対全道特化係数

(付加価値額、従業者数、円のサイズは付加価値額の大きさを示す)



出典：RESASと金融機関データを融合させた地域中核産業分析モデル「旭川経済圏・家具製造業の分析事例」
北海道経済産業局 北洋銀行 (平成 29 年 2 月)

本地域の製造業の概要（出展：2020年北海道・工業統計調査、2019年実績 RESAS 産業構造マップ）

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	付加価値額
家具・装備 品製造業	48 事業所 (13.3%)	1,191 人 (12.3%)	15,029.1 百万円 (6.3%)	8,400.8 百万円 (9.1%)
製造業	361 事業所	9,716 人	239,513.6 百万円	92,443.7 百万円

※（）は全製造業に対する割合

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	392 百万円	560 百万円	42.9%

（算定根拠）

- ・1 件あたり平均 47 百万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出。これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.19 倍の波及効果を与え、促進区域で 168 百万円の付加価値創出を目指す。
- ・168 百万円は、直近の旭川家具（家具・装備品製造業）の付加価値額（約 8,000 百万円）の 2.1%にあたり、製造品出荷額等のほとんどが域外からのものであることを考えると、地域経済に与える影響は大きい。
- ・また、K P I として、地域経済牽引事業の製造品出荷額等、従業者数、輸出額を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
旭川家具（家具・装備品製造業）の製造品出荷額等	15,029.1 百万円	16,231.3 百万円	8.0%
〃 従業者数	1,191 人	1,286 人	8.0%
〃 輸出額	260 百万円	301.6 百万円	16.0%

※製造品出荷額等・従業者数の現状値は、2020年北海道・工業統計調査、2019年実績 RESAS 産業構造マップによる。

※輸出額の現状値は、旭川市工芸センターの聞き取り調査（2019年度実績）による。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

基本計画「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的観点からみた地域の特性に関する事項」で定める地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,611 万円（北海道の 1 事業所あたり（全産業）平均付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

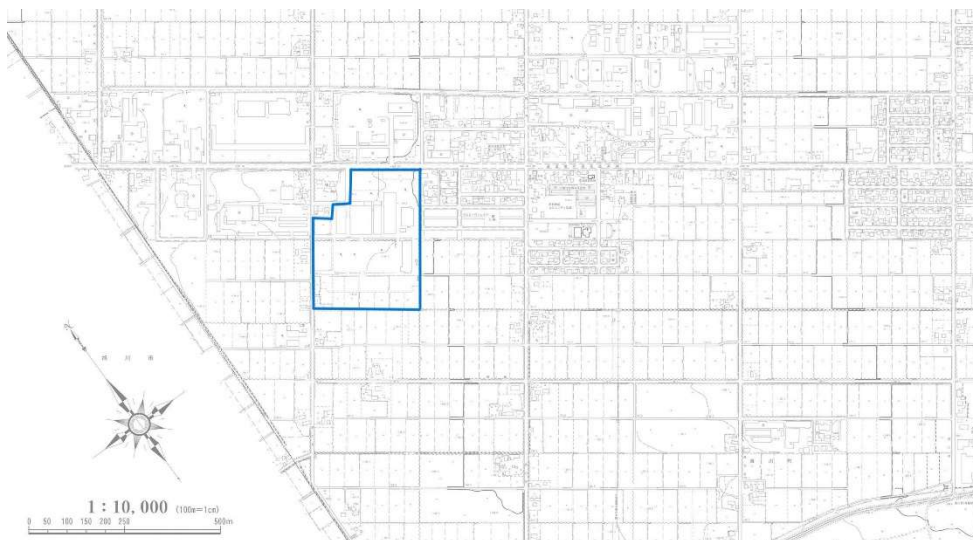
事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

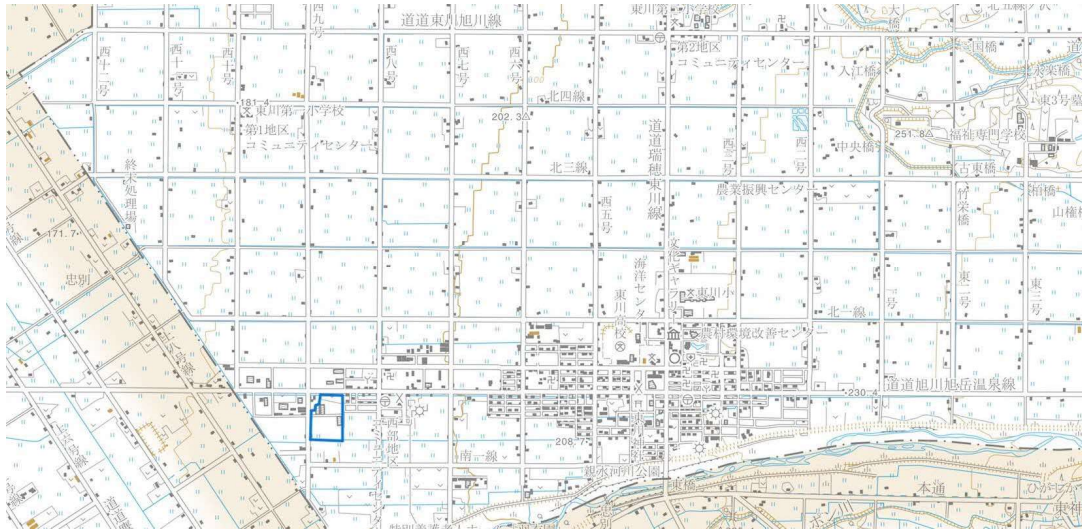
- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 8%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 8%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 8%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 8%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、北海道上川郡東川町西町 10 丁目とする。





(概況及びインフラの整備状況)

面積は概ね 8.7ha である。

道道旭川旭川温泉線に隣接し、旭川空港（車で約 10 分）や旭川駅（車で約 30 分）へのアクセスが良好であることに加え、現在、旭川空港と旭川北インターチェンジを結ぶ道路の整備が進められており、製品の各方面への輸送インフラが充実した区域となっている。また、本区域内には、農用地区域や市街化調整区域は存在しない。

本区域は、東川町の製造業、木材業、木工業の集積地であり、豊富な森林資源を有する東川町の地域特性に合わせた業態が集積している。立地する昭和木材株式会社は大正 2 年創業、昭和 18 年設立の造林・造材から、木材（原木・製材・集成材・合板）の販売、木質内装材・家具の製造、木造建築の構造材プレカット、木造住宅の設計・建築までを手掛ける企業である。

なお、本重点促進区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、本重点促進区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は存在しない。

(関連計画における記載等)

本区域は東川町独自の都市計画において「準工業地域」とされており、農用地区域や市街化調整区域は存在しない。

(2) 区域設定の理由

地域特性を生かしながら新産業分野の創出及び新たな企業集積を図り、工場敷地の利活用を推進するためには重点的な支援が必要であり、家具・木材関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進するうえで適している区域であるため、重点促進区域として設定することとする。

なお設定区域において遊休地は存在せず、工場立地法の特例のみを活用する。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

北海道上川郡東川町西町 10 丁目 43 番 1、43 番 4、47 番 2、48 番 1、
48 番 2、48 番 3、48 番 4、48 番 5、48 番 6、2432 番 7、2433 番 4

設定する区域は令和 6 年 1 月現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①旭川地域の豊富な森林資源を背景とした木材関連産業の集積を活用した家具等製造分野

(2) 選定の理由

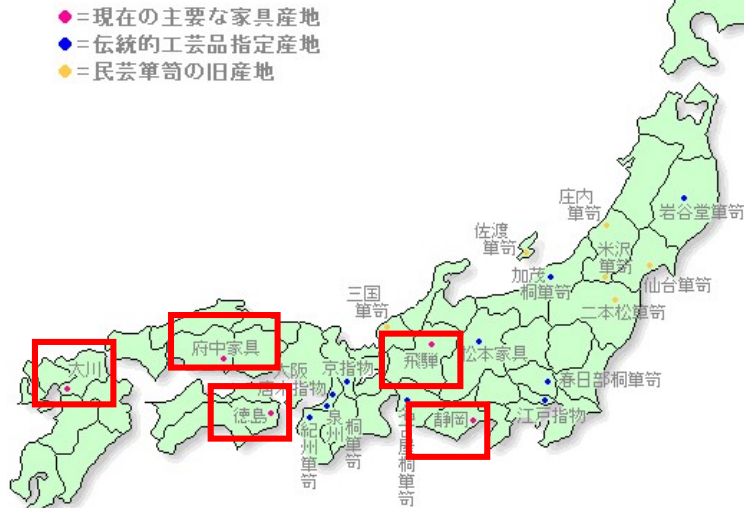
2. (1) でも述べたように、本地域の製造業の産業集積状況を全道との比較で見ると、「家具・装備品製造業」、「木材・木製品製造業」の特化係数が一際高くなっており、道内において木工産業の集積が進んだ地域と言える。

また、旭川地域の家具製造業は、豊かな森林資源を背景に明治時代中期より発展を遂げ、木製家具の産地としては、大川（福岡県）、飛騨高山（岐阜県）、府中（広島県）、静岡（静岡県）、徳島（徳島県）とならび、家具の産地の一つとして知られている。生産品目は、一般家庭向けを主力にホテルや病院、店舗、他産地・事務機器メーカーの OEM など多岐に渡っており、その 8 割が道外（主に大都市）へ出荷されている。地域内には 4 人未満の事業所も含めると家具メーカーが約 100 社存在しており、全製造業の従業者数の 12.3%、付加価値額の 9.1%（出展：2020 年北海道・工業統計調査、2019 年実績 RESAS 産業構造マップ）を占めている基幹産業の一つである。

メーカー間の連携も強く、域外への外注がほとんど無いため、多品種少量生産、オーダーメイドや短納期といった受注にも対応可能な生産体制となっている。小規模メーカーにも数値制御による NC マシンの導入が進みつつも、熟練技能者も数多く残っていることで多種多様なオーダーを受けられるのが旭川家具の大きな強みとなっている。

また、地域内に多くの機械金属加工メーカーが存在することも強みとなっている。室蘭や苫小牧と異なり大規模な企業は存在しないが、その分、少量のオーダーにも短時間で対応可能で、公共空間や屋外空間など強度・耐久性が求められる製品開発の際の事業パートナーになっている。

全国の主な家具産地



森林資源も大きな強みとなっている。前述のとおり、以前の旭川家具の多くは輸入材（使用率 70%強：最大の供給国はロシア）に頼っていたが、森林管理者や木材業者等との協働により、現在、北海道産木材の使用率は 50%を超えるまでになっている。このような転換が可能だった一番の要因は豊富な森林資源が身近にあったからに他ならず、他産地では真似できない本地域最大の強みといえる。また、寒冷地で育まれた木材は木目が緻密で最高級とされ、地元家具メーカーが生産する「地産地消」家具は市場においても大きな差別化が図られるものと期待される。

家具の輸送面でも、本地域ならではの特色がある。国内の家具運送は、緊急な納品以外はトラックによる陸路輸送である。旭川家具の 8 割は道外へ出荷されるため、地域内にある 4 つの運輸会社とタイアップし専用トラックにて運送を行っている。

約 30 年前より、本地域ではメーカー毎の輸送を止め、1 台のトラックに複数のメーカーの製品を混載する「共同輸送システム」を運用（旭川家具工業協同組合による運営）している。それまでは、1 メーカーの製品で 1 台のトラックが満杯になるまで出荷できなかったものを、各メーカーの出荷情報を集約し、複数メーカーの混載によって出荷できるようになった。小規模メーカーでは最長で 1 ヶ月以上待ちの状態があったものが、完成次第、即出荷できるようになっており、遠方の産地というハンデを最小限に抑えている。

販路拡大としては、以前より海外マーケットも意識している。中核企業によるアメリカとドイツでの現地法人の設立、前述（1.（2）⑤基幹産業・旭川家具の概要）のとおり、積極的な海外展示会への出展や現地でのプロモーション活動の成果が日本全体の輸出額の約 6%という数字に表れている。また、旭川家具工業協同組合（加盟 40 社）においても、平成 27 年に海外事業部を立ち上げ、通訳機能を有さない小規模企業のサポートを行

っている。

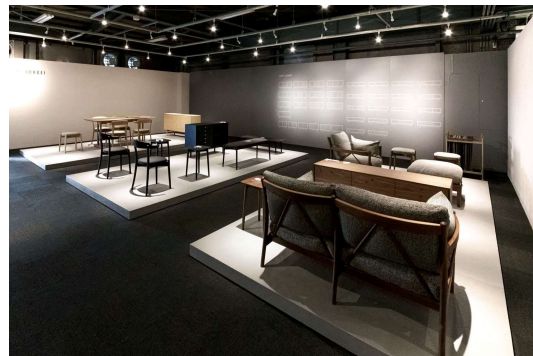
また、本地域では1990年より3年に一度「国際家具デザインフェア旭川 IFDA」を開催し、海外デザイナーや海外バイヤーとの交流を図ってきた。主要事業としてコンペティションを開催しており、直近の開催には世界36カ国・地域から688点の応募が寄せられた。延べ12回の開催で約10,000件の応募（約半数が海外デザイナー）があるなど、旭川家具と世界をつなぐ国際交流の場として大きな役割を果たしている。

3年に一度のIFDAに対し、毎年開催しているのが「ミートアップファニチャー旭川」である。各メーカーの新作展示に加え、主催者である旭川家具工業協同組合が小規模企業の製品開発や販路開拓のフォローを行っている。

このような国内外の販路開拓や国際交流への取組に加え、海外に拠点を持つ中核企業の存在は旭川家具の大きなアドバンテージとなっており、今後も産地一体となって欧米をはじめ近隣アジア諸国への輸出促進を目指すものである。



IFDA
コンペティション入賞入選作品展



ミートアップファニチャー
旭川家具新作展



ミートアップファニチャー
オープンファクトリー



ミートアップファニチャー
情報交換会

●今後、想定される推進事業

【製品開発】

- ①北海道産木材の活用によるブランド化
- ②デザイナーとの協働による高付加価値製品の開発

③工場のD X化による生産性向上・担い手不足の解消

【販路拡大】

- ①海外展示会や現地でのプロモーション活動の活性化
- ②インテリア製品のサブスクリプションなど新たなサービスの創出
- ③直営ショップの整備
- ④D X推進による営業プロセス・営業体制の再構築

【その他】

- ①産業観光などの新たなビジネスモデルの構築
- ②将来の担い手確保に向けた取り組みの活性化
- ③S D G s ・ E S G の取組を推進

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

家具製造業の支援には、地域の事業者のニーズ及び事業推進の懸案事項を的確に把握するとともに、適切な事業環境を整備していく必要がある。

このことについては、各自治体において支援制度の充実を図るとともに、国の支援策の活用を念頭に置き、事業コストのハードルを下げることで本地域にしかない強みをさらに強化する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税・、固定資産税の減免措置、各種助成金制度

●旭川市工業等振興促進条例

旭川市では、工場等を新設又は増設した企業等で一定の雇用増を図った場合、固定資産税及び都市計画税を3年間課税免除するほか、土地取得費の25%（最高限度額1億円）相当を助成する土地取得助成金、事業所税相当額を3年間助成する工場等設置助成金、常用雇用者の新規雇用者1人当たり30万円を3年間助成する雇用助成金（年間限度額3,000万円）、操業にかかるランニングコストを3年間助成する操業助成金（年間限度額500万円）などを設けている。

●東神楽町企業等立地促進条例

東神楽町では、事業場の新設又は既存事業場を取得する企業に対し、土地・建物に関する固定資産税を3年間免除、また既存の企業で建物を増設した時は、増設した建物につき3年間の固定資産税を免除する優遇措置を設けている。

●東川町産業振興支援条例

東川町では、町外企業の事業所新設又は町内企業の増設に対し、固定資産税を5年間減免する優遇措置及び事業所の緑化に対する助成制度（事業費の1/3以内、上限額100万

円)、新規起業に対し固定資産(土地、家屋、設備等)の取得・改修費用の助成制度(補助対象経費の1/3以内、上限額100万円)を設けている。

●特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

●北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

②企業立地促進のための低利融資

北海道では、北海道中小企業総合振興資金融資制度により、工場新增設に係る設備資金の最高8億円までの融資を実施している。

旭川市では、中小企業振興資金融資制度による工場等の新增設や建設用地の取得等に要する利子補給付き資金融資のほか、関連した補助制度として株式会社日本政策金融公庫からの設備資金等を借り入れた立地企業に対する利子補給制度を設け、企業立地の促進を図っている。

東神楽町では、中小企業特別融資制度により運転資金や設備資金の融資の斡旋を行っており、取扱金融機関に町が資金を預託するとともに町による利子補給を行い企業立地の促進を図っている。

東川町では、中小企業融資制度により運転資金や設備資金の融資の斡旋、融資に係る利子及び保証料の補助を行い企業立地の促進を図っている。

③地方創生関係施策

事業者の具体的なニーズ把握に努めるとともに、様々な施策の活用を視野に入れながら家具等製造分野における販路開拓支援や製品開発支援、人材育成事業等を実施する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

研究機関が有する技術データ等の提供

地域企業の技術力向上のため研究機関が有する技術データ等の提供を積極的に進めていく。また、旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部林産試験場などの支援機関の連携による現地指導や受入研修等の充実により、研究データの公開を推進していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

相談窓口の設置

旭川家具に係る地域経済牽引事業のとりまとめについては、旭川市経済部工芸センタ

一が行うものとし、事業者が抱える課題解決には関係機関が一体となって対応するとともに、北海道経済部産業振興局産業振興課内及び旭川市経済部工芸センターに相談窓口を設置している。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、本地域1市2町の市長・町長にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①DX化推進支援

生産性向上や業務の効率化、担い手不足といった課題に対し、DXの重要性はますます高まっていることから、支援機関が連携し、ハード（機器の導入）・ソフト（DX人材の育成）両面において支援を行う。

②製品開発・販路拡大等の支援

地域の事業者が実施する製品開発や販路拡大等の活動に対し、支援機関が連携しながら支援の充実を図る。

③賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7～9年 度	令和10年度 (最終年 度)
【制度の整備】			
①不動産取得税・、 固定資産税の減免 措置、各種助成金制 度	制定済み、運用 ・旭川市工業等振興促進条例 ・東神楽町企業等立地促進条例 ・東川町産業振興支援条例 ・特定地域等における道税の課税の特例 に関する条例 ・北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用
②企業立地促進の ための低利融資	制定済み、運用 ・北海道中小企業総合振興資金融資制度 ・中小企業振興資金融資制度（旭川市） ・中小企業特別融資制度（東神楽町） ・中小企業融資制度（東川町）	運用	運用
③地方創生関係施策	随時実施	随時実施	随時実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
研究機関が有する技 術データ等の提供	随時実施	随時実施	随時実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			

相談窓口の設置	随時実施	随時実施	随時実施
【その他】			
①D X化推進支援	随時実施	随時実施	随時実施
②製品開発・販路拡大等の支援	随時実施	随時実施	随時実施
③賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の推進には、製品開発や技術開発等の製造に関する事項だけでなく、販路開拓や人材育成、情報発信、設備投資など様々な事項が関わってくることから地域の支援機関の連携が必要となる。

本地域の地域経済牽引支援機関としては、現在、旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、一般財団法人旭川産業創造プラザ、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター、旭川食品産業支援センター、旭川ITジョイントセンターといった6つの専門機関で構成する旭川ものづくり総合支援センターが地域経済牽引支援機関の連携体として、ものづくり産業を総合的に支援している。

また、本地域及び近郊の公設試験研究機関として、地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場、建築研究本部北方建築総合研究所、農業研究本部上川農業試験場があり、共同研究や技術相談、技術指導等の技術支援を行っている。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①独立行政法人日本貿易振興機構ジェトロ北海道

国内の中小企業の海外展開を人的サポートや展示会開催など様々な面から支援しており、旭川家具も、ジェトロ北海道の協力の下、平成27、29年にアジア・ヨーロッパのバイヤーを本地域に招聘するマッチング事業「家具・クラフト輸出商談会」を開催している。海外との交渉実績に乏しい旭川家具業界にとって、今後もアドバイザーとして様々な支援を期待している。

②独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部

旭川家具業界の全メーカーが中小企業であり、製造技術面は得意とする一方、経営面に課題を有する企業が少なくない。今後予定されている販路開拓における事業展開及び経営面でのサポート役として期待される。

過去に実施した「地域資源活用新事業展開支援事業」の際にも、幾つかのメーカーが事業計画・経営計画の指導を受け成果をあげることができた。

③旭川市工芸センター

本地域の木製品製造業（家具、建具、工芸品）と窯業の振興を目的に、技術開発及び性能試験、人材育成、販路開拓等の支援を行っている。北海道で数少ない、家具の強度試験機を有する機関であり、旭川家具の安心・安全を高めるために不可欠な役割を果たしている。また、設備機器を地域の事業者向けに貸出（有料）するなど地域の拠点となっている。

④旭川市工業技術センター

本地域の機械・金属製造業の振興を目的とし、工芸センター同様、技術開発及び性能試験、人材育成、販路開拓、設備機器の貸出等の支援を行っている。

現在、旭川家具の主材料は木材であるが、一般家庭用よりも耐久性が求められる公共空間等においては金属の使用も想定されることから、その類いの製品開発の際のアドバイザー及び機械・金属業界との橋渡し役として期待される。

⑤一般財団法人旭川産業創造プラザ

本地域のみならず、道北の製造業全般を技術・販売の両面からサポートする機関。独自の補助制度を有し、将来有望な研究事例を積極的に支援している。また、異業種間連携のコーディネート機能も役割の一つとしており、旭川家具が新市場開拓の際のパートナー探し等に大きな役割を果たす。

⑥地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部林産試験場

北海道産木材の高度化と利用促進及び木質材料・木質構造物の性能向上を目的に、木材分野における研究開発や性能試験、技術指導を行っている。木材を専門に研究している機関は全国でも希で、その研究データ及び設備については国内有数である。

旭川家具が未進出である屋外空間分野、針葉樹による家具開発等において研究開発を行っており、その研究成果及び性能評価データは非常に有益なものである。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。地域経済牽引事業の活動においては環境保全に留意し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の

意見を聞くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないように実施する。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入する箇所や交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めている。

(3) その他

①PDCA体制の整備

基本計画及び地域経済牽引事業の成果について「2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標 (2) 経済的効果の目標」に掲げた目標に則り、毎年6月に旭川市が検証を行う。事業の見直しについては、行政機関及び関係業界の代表による検討会を開催し、修正案を作成し事業成果と共にHP等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。